

<参考資料>

- ・食育基本法
- ・食生活指針
- ・島根県地産地消促進計画（ポイント）
- ・「すこやかしまねっこ」（島根県教育委員会）
- ・島根県食育・食の安全推進会議設置要綱
- ・島根県食育・食の安全推進協議会設置要綱

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正: 平成二一年六月五日法律第四九号

二十一世紀における我が国の発展のために
は、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来
や国際社会に向かって羽ばたくことができる
ようにするとともに、すべての国民が心身の健
康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らす
ことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生き
る力を身に付けていくためには、何よりも「食」
が重要である。今、改めて、食育を、生きる上
での基本であって、知育、德育及び体育の基礎
となるべきものと位置付けるとともに、様々な
経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選
択する力を習得し、健全な食生活を実践するこ
とができる人間を育てる食育を推進すること
が求められている。もとより、食育はあらゆる
世代の国民に必要なものであるが、子どもたち
に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に
大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心
と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく
基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、
日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」
の大切さを忘れがちである。国民の食生活にお
いては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生
活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に
加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」
の海外への依存の問題が生じており、「食」に
関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食
生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の
面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求
められている。また、豊かな緑と水に恵まれた
自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の

多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日
本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、
国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食
生活を実現することが求められるとともに、都
市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関
する消費者と生産者との信頼関係を構築して、
地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発
展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の
推進並びに食料自給率の向上に寄与するこ
とが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を
高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々
な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」
に関して信頼できる情報に基づく適切な判断
を行う能力を身に付けることによって、心身の
健康を増進する健全な食生活を実践するため
に、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心
に、国民運動として、食育の推進に取り組ん
でいくことが、我々に課せられている課題である。
さらに、食育の推進に関する我が国の取組
が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的
に貢献することにつながることも期待され
る。

ここに、食育について、基本理念を明らかに
してその方向性を示し、国、地方公共団体及び
国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ
計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活
をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわた
って健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐく
むための食育を推進することが緊要な課題と
なっていることにかんがみ、食育に関し、基本
理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を

明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十二条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する关心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の关心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十三条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十四条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十五条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十六条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十七条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適

切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う

食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を

生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

食 生 活 指 針

食生活指針	食生活指針の実践
食事を楽しみましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。 ・おいしい食事を、味わいながらゆっくりよく噛んで食べましょう。 ・家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。
1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食で、いきいきした1日を始めましょう。 ・夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。 ・飲酒はほどほどにしましょう。
適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。	<ul style="list-style-type: none"> ・普段から体重を量り、食事量に気をつけましょう。 ・普段から意識して身体を動かすようにしましょう。 ・無理な減量はやめましょう。 ・特に若年女性のやせ、高齢者の低栄養にも気をつけましょう。
主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な食品を組み合わせましょう。 ・調理方法が偏らないようにしましょう。 ・手作りと外食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。
ごはんなどの穀類をしっかりと。	<ul style="list-style-type: none"> ・穀類を毎食とて、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。 ・日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。
野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。	<ul style="list-style-type: none"> ・たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。 ・牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。

食生活指針	食生活指針の実践
<p>食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食塩の多い食品や料理を控えめにしましょう。食塩摂取量の目標値は、男性で1日8g未満、女性で7g未満とされています。
<p>日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。 ・栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。 ・「和食」をはじめとした日本の食文化を大切にして、日々の食生活に活かしましょう。
<p>食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。 ・食材に関する知識や調理技術を身につけましょう。 ・地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法を伝えていきましょう。 ・まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスを減らしましょう。 ・調理や保存を上手にして、食べ残しのない適量を心がけましょう。 ・賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。
<p>「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子供のころから、食生活を大切にしましょう。 ・家庭や学校、地域で、食品の安全性を含めた「食」に関する知識や理解を深め、望ましい習慣を身につけましょう。 ・家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみましょう。 ・自分たちの健康目標をつくり、よりよい食生活を目指しましょう。

文部省決定、厚生省決定、農林水産省決定
平成28年6月一部改正

島根県地産地消促進計画<H27～H31>のポイント

計画策定の背景等

「食」と「農林水産業」をめぐる変化

○「六次産業化・地産地消法」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」とする。

○関係する計画等と連携、効果的に推進する。

「島根県食育推進計画(第二次計画)」「
「海がな農林水産業・農村活性化計画」
〔第2期しまね教育ビジョン21〕など

これまでの取組と成果

市町村

地産地消促進計画

農林水産地消促進計画

①消費者の食の安全・安心に対する意識の向上

②県民の食習慣の多様化(外食、中食の増加等)

③生産者の販売手法の多様化

④農林漁業に携わる者の高齢化

(1)地域食材と農林水産業に関する情報発信と啓発

①旬の食材の流通情報(今、どこで、何が購入できるか等)、「食」のイベントの開催情報を地産地消に関する情報発信

等の活動を通じて地産地消に関する啓発

(2)体験・交流を通じた消費者と生産者の絆づくり

①消費者の農林漁業体験活動や生産者との交流活動の促進

②消費者と生産者が支え合った組みづくり

【推進の柱1】「知る」～地域食材や農林水産業を「知る」～

(1)個人家庭消費における利用拡大

①消費者に向けた県産品のPRと消費拡大

②直営所、量販店、飲食店等での県産品の利用拡大

(2)給食施設における利用促進

①学校給食における和食献立の充実と県・商品の利用拡大

②保育施設、病院・福祉施設及び企業の社員食堂における県産品の利用促進

(3)観光と連携した利用拡大

①宿泊施設・飲食店等における県産品のPR

②観光客に向けた地域食材や郷土料理などのPR

【推進の柱2】「味わう(使う)」～県産品を「味わう(使う)」～

(1)個人家庭消費における利用拡大

①消費者に向けた県産品のPRと消費拡大

②直営所、量販店、飲食店等での県産品の利用拡大

(2)給食施設における利用促進

①学校給食における和食献立の充実と県・商品の利用拡大

②観光客に向けた地域食材や郷土料理などのPR

(3)観光と連携した利用拡大

①宿泊施設・飲食店等における県産品のPR

②観光客に向けた地域食材や郷土料理などのPR

【推進の柱3】「伸ばす」～県産品の生産を「伸ばす」～

(1)魅力ある「商品」づくり

①魅力ある「商品」づくり

②農林水産物の付加価値を高め、流通を促進する「加工品」づくり

(2)安全・安心な農林水産物の生産と流通体制づくり

①安全・安心を担保する生産・流通体制の整備

②県内の消費需要に対応した農林水産物の供給

③一次加工・業務用に応じた農林水産物の供給

【推進の柱4】「云える」～和食、食べる知恵、地域食文化等を「云える」

(1)教育との連携強化

「島根県食育推進計画(第二次計画)」及び「第2期しまね教育ビジョン21」と連携した、学校、家庭及び地域等における地産地消の推進

(2)「旬」を体感できる健康で豊かな食生活の推進

①和食文化の普及推進

②地産食材や郷土料理など地域食文化の継承

推進の体制

- 計画の進行管理は、県の関係課で構成する進行管理会議を設置し、毎年度実施する。また、市町村と地産地消に関する意見交換や施設調査をする場を設け、それらを進行管理に反映させる。
- 計画の進捗状況は、関係者と情報共有するとともに、県のホームページに掲載する。

計画の位置づけ

主な課題

計画策定の背景等

○「六次産業化・地産地消法」第41条による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進する法律(H22.12.3)(都道府県及び市町村の促進計画)

第41条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めなければならない。

○六次産業化・地産地消法】

地域資源を活用した農林水産業等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進する法律

(H22.12.3)(都道府県及び市町村の促進計画)

第41条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めなければならない。

○六次産業化・地産地消法】

地域資源を活用した農林水産業等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進する法律(H22.12.3)(都道府県及び市町村の促進計画)

第41条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めなければならない。

すこやかしまねっこ

～「食育」推進の合い言葉～

島根県教育委員会では、学校における食育を推進するために、スローガンを設定しています。このたび、「食に関する指導の手引き－第一次改訂版－」(平成22年3月文部科学省)に示された、6つの「食に関する指導の目標」を受けて次のとおり改訂しました。

このスローガンのもと、学校・家庭・地域の連携を図り、強い心と体をつくりましょう。



各発達段階において身に付けるべき具体的な内容(例)

目標 発達段階に応じた テーマ	保育園・幼稚園		低学年	
	テーマ	望ましい食習慣の基礎をつくる		
①食事の重要性	食べ物に関心をもつ	<ul style="list-style-type: none"> 家族や友達と一緒に食べる。 楽しい話をしながら食べる。 食事づくりや準備にかかわって食べる。 	食べ物に興味・関心をもつ	<ul style="list-style-type: none"> (給食の時間) ・給食に使われている食べ物に興味・関心をもつ。 ・みんなと楽しく給食を食べる。 (各教科:特別活動) ・おやつの取り方を考えることができる。
②心身の健康	いろいろな食べ物を知る	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな種類の食べ物の味を知る。 ・よくかんでゆっくり食べる(消化促進、肥満防止)。 ・食事・排便のリズムをつくる。 	いろいろな食べ物に親しみをもつ	<ul style="list-style-type: none"> (給食の時間) ・好き嫌いなくよくかんで食べようとする。 ・身支度をきちんときれいに手洗いができる。 ・よい姿勢で落ち着いて食べることができる。 (各教科:特別活動) ・健康のためにいろいろな食べ物を食べようとする意欲をもつことができる。
③食品を選択する能力	いろいろな食べ物を食べる	<ul style="list-style-type: none"> 食べたいもの、好きなものを増やす。 ・食べる意欲をはぐくむ。 ・食べ物本来の味を覚えるように薄味(塩分、糖分)で食べる。 	いろいろな食べ物の名前がわかる	<ul style="list-style-type: none"> (給食の時間) ・給食に使われている食品の名前がわかる。 (各教科:特別活動、生活科) ・食品の名前や特徴を知り、食べ物への関心を高めることができる。
④感謝の心	食事の前後のあいさつをきちんととする	<ul style="list-style-type: none"> ・いただきます、ごちそうさまをきちんという。 ・栽培や飼育、食事を通して、すべての命を大切にする心をもつ。 	食に関して感謝の気持ちを表現できる	<ul style="list-style-type: none"> (給食の時間) ・いただきます、ごちそうさまの意味がわかり、きちんと言える。 ・給食を作ってくれた人に感謝の気持ちをもつ。 (各教科:生活科) ・学校には自分たちの生活を支えてくれるたくさん的人がいることに気づく。 ・栽培・飼育を通して、命を大切にする心をもつ。
⑤社会性	基本的なマナーを知る	<ul style="list-style-type: none"> 家族や周囲の人の愛情を感じて食べる。 ・食べ物を粗末にしないで残さず食べる。 ・あいさつや簡単な作法を身につけて食べる。 ・はしの使い方を学んで食べる。 	食事の基礎的なマナーを身に付け、友達と楽しく食べることができる	<ul style="list-style-type: none"> (給食の時間) ・友達と仲良く食べる。 ・協力して食卓づくりや後片付けをする。 ・盛りつけや配膳の決まりを守る。 (各教科:特別活動) ・正しいはしの使い方を身に付けることができる。
⑥食文化	いろいろな料理に出会う	<ul style="list-style-type: none"> 地域の食文化を体験し、自分の住んでいる地域への関心をもつ。 	行事や季節、地域の産物にちなんだ料理があることを知る	<ul style="list-style-type: none"> (給食の時間) ・季節や行事にちなんだ料理があることを知る。 ・自分の住んでいる地域でとれる食べ物を知る。 (各教科:生活科) ・正月の料理を知り、四季の変化や地域の行事に関心をもつことができる。
スローガン 「1日1時間以上からだをうごかそう」 島根県教育委員会では、しまねっ子の元気アップをめざした取組を推進しています。 (保健体育課学校体育・競技スポーツ振興グループ)		食の学習ノート (島根県版)	<ul style="list-style-type: none"> ・たべもののなまえをしろう ・みんなといっしょにたのしいきゅうしょく ・いまがたべごろおいしいな ・ぼく、わたしのおやつ 	
		食生活学習教材 (文部科学省版)	<ul style="list-style-type: none"> ・たのしいきゅうしょくがはじまるぞう ・きゅうしょくじまへようこそ ・どんなたべかたがいいのかな ・こめたろうのへんしん 	

小学校			
中年学年		高学年	
望ましい食習慣を定着させる			
楽しく食事をすることが心身の健康に大切なことがわかる	(給食の時間) ・健康によい食事の仕方を身に付けようとする。 ・協力し合って楽しく食事をする。 (各教科:特別活動) ・学級で給食の時間の目標を考え、みんなで達成できるよう協力することができる。	日常の食事に興味・関心をもつ	(給食の時間) ・健康には食生活が大事であることがわかる。 ・楽しく食事をすることで、人とのつながりが深まることがわかる。 (各教科:特別活動) ・朝ごはんの大切さ、1日3回、規則正しく食事をすることの大切さがわかる。
バランスよく食べることやよくかんで食べることの大切さがわかる	(給食の時間) ・健康のためにバランスよく食べることの大切さがわかる。 ・食事をよくかんで味わって食べることの大切さがわかる。 ・食品についての3つの働きがわかる。 (各教科:特別活動) ・よくかんで食べることの大切さを理解することができる。	食品の栄養的な特徴を知り、栄養のバランスのよい食事の摂取の仕方がわかる	(給食の時間) ・多くの食品を組み合わせて食べる。 (各教科:特別活動、家庭科) ・毎日バランスよく食事をすることの大切さがわかる。 ・食事が身体に及ぼす影響を理解し、望ましい食習慣を身に付けることができる。
食品の安全・衛生について大切さがわかる	(給食の時間) ・いろいろな料理の名前がわかる。 ・衛生的に給食を準備し、食事をする。 (各教科:特別活動) ・衛生的で安全な配膳や後片付けを行うことができる。	食品の安全・衛生を意識した活動ができる	(給食の時間) ・食品の安全について考える。 ・衛生的に食事の準備や後片付けを行う。 (各教科:特別活動、家庭科) ・食品の品質や調理器具などの安全や衛生に気をつけて、簡単な調理をすることができる。 ・食品の自給率等、食品の安全性を考えることができる。
食事を作ってくれた人や自然の恵みに感謝して食べることができる	(給食の時間) ・給食ができるまでの過程を知り、給食に携わる人々に感謝の気持ちをもつ。 ・食材には旬があることを知る。 (各教科:理科) ・季節によって植物の成長に違いがあることがわかる。	生産者や自然の恵みに感謝して食べることができる	(給食の時間) ・自分の食生活と食料の生産者との関連に関心をもつ。 ・自然の恵みの大切さを知り、感謝の気持ちをもって残さずに食べる。 (各教科:社会科) ・農業に携わる人々の生産の工夫や努力を知ることができる。
協力して給食の準備や後片付けなどをし、食事のマナーを考えて食べることができる	(給食の時間) ・食事の場にふさわしい会話をし、楽しく食べる。 ・協力して準備や後片付けをする。 ・当番の仕事を進んできちんと行う。 ・地域の食べ物の旬を知る。 (各教科:道徳) ・働くことの大切さを知り、進んで働く意欲をもつことができる。	食事のマナーの意味を理解し、相手を思いやる気持ちをもち、楽しく食事をすることができる	(給食の時間) ・話題を工夫しながら会話を楽しむ。 ・食事のマナーを理解し、和やかに食べる。 ・献立に即して効率的に配膳する。 (各教科:特別活動) ・「交流給食」などの計画を立て、主体的に活動しようとすることができる。
行事や季節、地域の産物にちなんだ料理に興味をもち、日常の食事と関連づけて考えることができる	(給食の時間) ・各地域の行事食や伝統食を知る。 ・地域で生産されている食材がわかり、地域への関心を深める。 (各教科:社会科) ・自分たちが普段食べている県内産の食材について調べることができる。	食文化や食品の生産、流通、消費について関心を深める	(給食の時間) ・郷土食や行事食など食文化について関心を深める。 ・地域の食材を使った給食をとおして、郷土や地域への関心を深める。 (各教科:特別活動) ・食材の生産地について調べることができる。 ・生産地と消費地を結びつける運輸の働きを調べることができる。
・バランスよく食べよう ・みんなで食べよう楽しく!!おいしく!! ・食べてみよう!地域でとれる食材・食品 ・よくかんでたべよう		・朝食をしっかりとろう ・楽しい食事をしよう ・日本の伝統的な食事を学ぼう ・1日の食事や自分の食生活について考えよう	
・1日のスタートは朝ごはんから ・すきらいしないで食べましょう ・おやつの食べ方を考えてみましょう ・家庭や地域に伝わる料理を大切にしましょう ・自分の食生活を振り返ってみましょう		・1日のスタートは朝ごはんから ・どんな食べ方がいいのかな ・地域に伝わる料理を大切にしましょう	

目標 △ 発達段階に応じた テーマ	中学校		高等学校	
	テーマ	自立に向けた望ましい食習慣を知る		
①食事の重要性	生活の中で食事が果たす役割や健康と食事のかかわりが分かる	(給食の時間) ・自分で調理して、食事の準備ができることは、健全な日常生活を支えることに気づく。 (各教科:技術・家庭科) ・外食・中食と自分の食生活とのかかわりを理解する。	生活全般の中で、自己の食生活に関心をもち、楽しく食事をしようとする。	・健康な食生活の実践を通して、生涯にわたって明るく豊かな生活を送ろうとする態度を身に付けることができる。
②心身の健康	食品の栄養素の種類と働きを知り、栄養のバランスのとれた一日の食事を工夫することができる	(給食の時間) ・食事の時間・量・栄養のバランスを考えながら、1日3回しっかり食べるこの大切さを理解する。 ・おいしく食べるために体調管理ができる。 (各教科:特別活動・保健体育) ・過度の運動がもたらす健康への影響を考えることができる。 ・中学生期の発育の特徴を知り、生活習慣病と食習慣について理解することができる。 ・部活動や受験勉強に対応できる栄養を含めた体調管理ができる。	自分の生活や将来の課題をみつけ、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解し、自ら健康を保持しようとする。	・食が精神面の安定にも大きく寄与することを理解することができる。 ・生活習慣病を予防するために、「食事・運動・休養及び睡眠」の調和のとれた生活を実践することができる。
③食品を選択する能力	食品の品質を見分け、安全性等に応じて適切に選択することができる	(給食の時間) ・成長期において、栄養のバランスのとれた食事の大切さやカルシウム等の栄養素の重要性がわかる。 (各教科:技術・家庭科) ・衛生に気をつけて、基本的な調理技術を身に付ける。 ・安全・衛生管理に関する知識をもつ(食中毒、食品の保存方法、添加物、残留農薬等)。	食品に含まれている栄養素や働きを理解し、品質の良否を見分け、適切な選択ができる	・衛生に気をつけ、栄養のバランスを考えながら自分で調理することができる。 ・食品の安全性の確保は食品衛生法などに基づいて行われていることを理解することができる。
④感謝の心	食への感謝の気持ちの表れとして、食物を大切にすることができる	(給食の時間) ・食品の品質を見分け、自然の恵みの大切さを知り、感謝の気持ちをもつて残さず食べる。 (各教科:特別活動・総合的な学習の時間) ・食品添加物について、自ら課題を見つけて調べることができる。 ・食生活に関わる体験活動を行ったり、話を聞いたり体験したりする。	世界の食糧事情から自分たちの食のあり方を意識し行動する	・食料問題を地球的及び地域的の視野から追究し、それらの課題の解決にあたっては、各国の取組とともに国際協力が必要であることについて考えることができる。
⑤社会性	会食について関心をもち、楽しい食事をとおして望ましい人間関係を築こうとする	(給食の時間) ・一般的な食事の作法を覚える。 ・マナーに気をつけ、会話を楽ししながら気持ちよく会食する。 (各教科:技術・家庭科) ・会食についての課題をもち、計画を立てて実践することができる。	食事にふさわしい話題を選びながら和やかな雰囲気で食事ができる	・食事にふさわしい話題を選び、多くの人々と和やかな雰囲気で食事をする楽しさを味わうことができる。
⑥食文化	食文化や歴史と自分の食生活との関連を考えることができる	(給食の時間) ・様々な歴史、地理、政治経済的な背景から、その地域特有の食文化の由来を理解する。 (各教科:社会科・総合的な学習の時間) ・地場産物の由来を知り、調理し、味わうことができる。 ・世界には飢餓に苦しむ人々がいること、また、いろいろな食文化があることを理解することができる。	食文化や歴史と自分の食生活との関連を考え、豊かな食生活を実践できる	・世界の食糧事情を理解し、国際社会に関心をもつことができる。 ・日常の食事と地域に伝わる行事食や郷土料理を取り上げ、食のもつ文化的、歴史的な側面について考えることができる。
	中学生期の発育の特徴を知りましょう(1年) ファーストフード店やコンビニエンスストアを賢く利用しましょう(1年) ダイエットについて考えてみましょう(1年) 朝食をとりましょう(1年) 生活習慣病と食習慣について考えてみましょう(2年) 毎日の生活を振り返ってみましょう(2年) 間食・夜食について考えてみましょう(2年) スポーツのための効果的な食事について考えてみましょう(2年) 昔の食事と今の食事を比べてみましょう(3年) 日本の食生活のよさを知りましょう(3年) 外国のおいしい食文化とのかかわりについて考えてみましょう(3年)		「食に関する指導」参考資料URL一覧表 「食育基本法」 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO063.html ・文部科学省(学校における食育の推進・学校教育の充実のページ) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm ・「島根県食育推進計画」～島根県健康推進課～ http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kenko/kenko/chouju_info/shokuiku/shokuiku_plan.htm ・食に関する指導の手引～第1次改訂版(平成22年3月) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm ・食生活学習教材 児童生徒用 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/syokuseikatsu.htm 指導者用 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/1288146.htm ・全体計画・年間指導計画の例～青森県ホームページより～ http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/hoken_syokuikumanyuaru.html 学校における食育推進において一番大切なことは、児童生徒の実態を把握し、学校としての食育の目標を明確にした上で課題を解決するための教育活動を検討し、食に関する指導の全体計画を作成することです。	

給食の時間における指導の特徴

食に関する指導の目標

一度の実践や指導で達成されるものではありません。
繰り返し行うことで理解を深め、習慣化されます。



計画的・継続的な食に関する指導

学級担任は、食育における「給食指導」の重要性の認識のもとに、日々の指導を行う必要があります。

※食器やはしのもち方、並べ方、姿勢など食事のマナーなどを習得させ、和やかな給食時間に。
(衛生面に気をつけながら)



実践活動で具体的な指導(学習内容を深める)

各教科等での食に関する指導

給食

年間190回

知識の具体的な確認(知識を深める)

個に応じた指導

習慣化

体格や活動量・健康状態など
児童生徒の特性を考慮

食に関する指導の充実

教科

[社会科]
・食料生産と国民の食生活 等

[理科]
・生命・地球の分野 等

[生活]
・学校探検
・野菜の栽培活動 等

[家庭・技術・家庭]
・日常の食事と調理の基礎

・食生活と自立 等

[体育・保健体育]

・毎日の生活と健康・病気の予防 等

国語、算数(数学)、音楽、図画工作(美術)、外国語、外国語活動といった教科等でも食に関する指導に結びつけることは可能。例えば、国語では、目的や意図に応じて自分の考えを効果的に書く学習の際に、健康や食に関する記録文や報告文などの題材の活用 等

学校給食の時間

給食の時間における食に関する指導
食事環境の整備、配膳・片付け等給食指導の方法の統一 等

道徳

・主として自分自身に関すること
・主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること 等

総合的な学習の時間

・健康や食のテーマ
・地域の食文化 等

特別活動

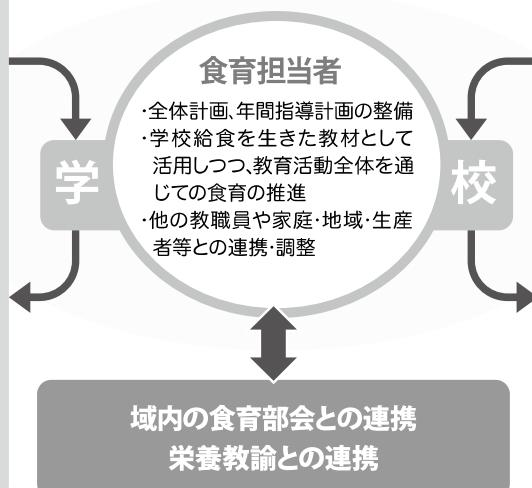
・食育の観点をふまえた望ましい食習慣の形成
・食にかかわる学校行事(例 栽培活動)
・委員会活動(例 給食委員会)
・クラブ活動(例 料理クラブ)

組織活動

・食育推進委員会や学校保健委員会の開催

啓発活動

・公開授業、保護者会、校報、給食便り、保健便り 等



～健康づくり推進室は“しまねっ子元気プラン”を推進しています。～

学校における食育の推進のために

児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身に付けさせるために、「食に関する指導の目標」が設定されました。

目標の達成に向け、家庭や地域との連携を図るとともに、継続性に配慮し、学校給食においては積極的に地場産物を活用します。また意図的に学校給食を教材として活用し、様々な教科等を関連させ、学校の教育活動全体で食に関する指導を総合的に推進していくことが必要です。

食に関する指導の目標

「食に関する指導の手引」(平成22年3月文部科学省)

- | | |
|------------|---|
| ①食事の重要性 | 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。 |
| ②心身の健康 | 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。 |
| ③食品を選択する能力 | 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。 |
| ④感謝の心 | 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。 |
| ⑤社会性 | 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。 |
| ⑥食文化 | 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。 |

学校給食を生きた教材として活用するために

児童生徒の興味・関心、意欲を引き出すため、その日に食べる学校給食や前日食べた給食の献立を教材として、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの授業に組み入れることで、具体的で身近な授業を展開することができます。

基本的な考え方

教科学習

知識習得

栄養バランスのとれた食事内容
食についての衛生管理

楽しみながら
興味・関心を引き出す

実体験として理解を深める

学校給食

地域の文化・伝統への
理解を深める
関心を高める

地場産物

地域郷土食

地域行事食

学校給食は、栄養豊かな食事の提供だけではなく、給食の時間をはじめとして、各教科等の時間で、食に関する指導の教材として活用されています。そして、児童生徒がおいしく、安心して食べることができるよう、また、生きた教材となるよう献立作成・衛生管理等に配慮されています。

島根県食育・食の安全推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 食育基本法及び食品安全基本法に基づき、食育及び食の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、島根県食育・食の安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画の策定に関すること
- (2) 食育推進計画に基づく施策の実施及び進行管理、評価に関すること
- (3) 食品の安全・安心確保に関すること
- (4) 食の安全安心確保に係る基本方針及びアクションプランに関すること
- (5) その他前条の目的達成のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にあるものをもって充て、議長は、健康福祉部次長とする。

- 2 推進会議に、連絡会議を設置する。
- 3 連絡会議には、ワーキンググループ及び幹事課を設置する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、別表2に掲げる職にあるものをもって充て、食育に関する会議の議長は健康推進課長とし、食の安全に関する会議の議長は薬事衛生課長とする。

- 2 連絡会議は、次の事務を行う。
 - (1) 推進会議に付議する事項の協議
 - (2) 推進会議からの指示事項の処理
 - (3) その他推進会議の円滑な運営に必要な事務
- 3 連絡会議の会議は、議長が招集し、議長が会務を総理する。
- 4 議長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ及び幹事課)

第5条 ワーキンググループは、連絡会議を構成する関係各課の担当者をもって構成する。

- 2 ワーキンググループは次の事項について協議する。
 - (1) 食育推進計画策定に関すること

(2) 食の安全確保に係るアクションプラン等に関すること

- 3 ワーキンググループの会議は、事務局が必要に応じて招集する。
- 4 幹事課は、別表3に掲げる課をもって充て、部局内の連絡調整、ワーキンググループの議案事項の調整、幹事課会の運営を行う。

(各種計画策定委員会)

第6条 食育及び食の安全推進計画の策定にあたっては、外部団体等から構成される計画策定委員会を設置し、広く県民から意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会議、ワーキンググループ会議及び幹事課会の事務局は、食育に関する事務については健康福祉部健康推進課に、食の安全に関する事務については健康福祉部薬事衛生課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

この要綱は、平成24年2月8日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1(第3条) 推進会議構成員

健康福祉部	次長
地域振興部	次長
環境生活部	次長
農林水産部	次長
商工労働部	次長
教育庁	教育次長

別表2(第4条) 連絡会議構成員

地域振興部	しまね暮らし推進課長
環境生活部	環境生活総務課消費とくらしの安全室長
健康福祉部	健康福祉総務課長
〃	健康推進課長
〃	子ども・子育て支援課長
〃	薬事衛生課長
農林水産部	農林水産総務課管理監(政策推進スタッフ)
〃	農産園芸課長
〃	畜産課長
〃	林業課長
〃	水産課長
農林水産部 / 商工労働部	しまねブランド推進課長
教育庁	保健体育課健康づくり推進室長
〃	社会教育課長

別表3(第5条) 幹事課の構成

部局名	担当課
健康福祉部	健康推進課(食育の事務局)、 薬事衛生課(食の安全の事務局)
農林水産部	農林水産総務課政策推進スタッフ
教育庁	保健体育課健康づくり推進室

島根県食育・食の安全推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 食育の推進及び食の安全確保のためには、行政のみならず、保育所、幼稚園、学校、地域等関係者の主体的な参加と協力を得、県民運動として積極的に食育の推進及び食の安全確保について取り組むことが必要である。

そこで、関係者が、食育の推進及び食の安全確保に関する情報の共有化と相互の連携に努め、県民の意識の高揚を図り、自主的な食育活動を進めるための運動を展開するため、島根県食育・食の安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織及び委員)

第2条 協議会は、別表に掲げる機関及び団体(以下「構成団体」という。)をもって構成し、委員は各構成団体の推薦をもって充てる。

なお、新たに構成団体(委員)を加える場合は、協議会の了解を得ることとする。

(役員体制)

第3条 協議会に、会長1名、副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会において委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員が欠けた場合には、その委員が所属する構成団体から推薦を受けたものが、前任者の残任期間を受け継ぐものとする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の座長は会長をもって充て、会長が不在の時は副会長がその任にあたる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、構成団体以外のものの出席を求めることができる。

(会議の事項)

第5条 協議会の会議は、第1条に定める目的達成のため、次の事項を協議する。

- (1) 食育の推進及び食の安全確保に係る県民への啓発、県民運動の実施に関すること
- (2) 食育の推進及び食の安全確保に係る情報提供及び構成団体相互の連携に関すること
- (3) 島根県食育推進計画に基づく行動計画及び事業実践活動に関すること
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(幹事会)

第6条 協議会には幹事会を設置する。

2 幹事会は、協議会構成団体の中から会長が別に委任したものをもって構成する。

3 幹事の任期は2年とする。ただし、幹事が欠けた場合は、その幹事が所属する構成団体から推薦を受けたものが、前任の残任期間を受け継ぐものとする。

4 幹事会は、次の事務を行う。

(1) 協議会に付議する事項の協議

(2) 協議会からの指示事項の処理

(3) その他協議会の円滑な運営に必要な事務

5 幹事会の会議は、会長が招集し、会長が会務を総理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、島根県健康福祉部に置く。

2 事務局は、幹事会の運営等に関する庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

(別表)島根県食育・食の安全推進協議会 構成団体

	団 体 等 名
1	島根大学(学識経験者)
2	島根県立大学短期大学部松江キャンパス
3	島根県立大学短期大学部出雲キャンパス
4	島根県医師会
5	島根県歯科医師会
6	島根県農業協同組合
7	島根県農協青年組織協議会
8	JJAしまね女性組織協議会
9	漁業協同組合JFしまね
10	島根県漁協女性部連合会
11	島根県青果物卸売市場協議会
12	島根県小学校長会
13	島根県中学校長会
14	島根県公立高等学校長協議会
15	島根県特別支援学校長会
16	島根県国公立幼稚園・こども園長会
17	島根県保育協議会
18	島根県学校栄養士会
19	島根県学校給食会
20	島根県幼・小中・高・特別支援PTA連絡協議会
21	島根県調理師会
22	島根県食品衛生協会
23	島根県スーパー・マーケット協会
24	島根県森林組合連合会
25	近畿中国森林管理局島根森林管理署
26	島根県生活協同組合連合会
27	連合島根
28	島根県食生活改善推進協議会
29	島根県連合婦人会
30	島根県栄養士会
31	島根県公民館連絡協議会
32	子どもと食の楽会
33	NPO法人しまね子どもセンター
34	しまねリトルシェフ
35	山陰中央新報社
36	NHK松江放送局
37	野菜ソムリエコミュニティしまね
38	島根県エルピーガス協会
39	島根県教育委員会
40	島根県農林水産部
41	島根県健康福祉部

H28年度

